

議案第28号

日進市国民健康保険税条例の一部改正について

日進市国民健康保険税条例の一部を次のとおり改正する。

令和8年3月17日提出

日進市長 近藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、子ども・子育て支援納付金に関する規定を整備するため、日進市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金に関する規定を整備し、課税額を次のように定める。

所得割額	被保険者 均等割額	18歳以上 被保険者 均等割額	世帯別 平等割額
100分の0.29	1,200円	60円	700円

- (2) その他必要な規定の整理を行う。

日進市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
 条 例 第 号

日進市国民健康保険税条例(昭和43年日進町条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)、<u>介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)</u>及び<u>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。)</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) <u>子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)</u>に充て</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))<u>及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2)・(3) 略</p>

るための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

2 略

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

4 略

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の7.53を乗じて算定する。

2 略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

2 略

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

4 略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の7.53を乗じて算定する。

2 略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2、第9条の6及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2、第9条の6及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯について 20,900円

(2)・(3) 略

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の3 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の4 第2条第5項の被保険者均等割額

は、被保険者1人について1,200円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について60円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の6 第2条第5項の世帯別平等割額は、

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯について 20,900円

(2)・(3) 略

次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯  
700円

(2) 特定世帯 350円

(3) 特定継続世帯 525円

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳

未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ 略

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 840円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 42円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 490円

(イ) 特定世帯 245円

(ウ) 特定継続世帯 368円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯

未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯

に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 600円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 30円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 350円

(イ) 特定世帯 175円

(ウ) 特定継続世帯 263円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 240円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子

に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 12円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 140円

(イ) 特定世帯 70円

(ウ) 特定継続世帯 105円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)・(2) 略

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 180円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 300円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 480円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 600円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)・(2) 略

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地

方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額)は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の6に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)～(6) 略

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た

方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)～(6) 略

額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所

附 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」

得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。  
(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条の規定

と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の

の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及

適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得

び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、

金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、

配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条

配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条第1項において

「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、

の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。
- (条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。
- (条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の日進市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度以前の年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 議案第29号

### 日進市立保育園条例の一部改正について

日進市立保育園条例の一部を次のとおり改正する。

令和8年3月17日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

#### 1 提案理由

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、日進市立保育園条例の一部を改正する必要があるからであります。

#### 2 主な改正点

児童福祉法第34条の15第1項並びに子ども・子育て支援法第54条の2第1項及び同法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、市立保育園で実施する乳児等通園支援事業に関する規定を追加する。

日進市立保育園条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
 条 例 第 号

日進市立保育園条例(昭和50年日進町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第2条 市に児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項及び同法第34条の15第1項の規定に基づき、児童福祉施設及び乳児等通園支援事業所として保育園を設置する。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>乳児等通園支援事業を行う保育園は、市長が規則で定める。</u></p> <p>(定員)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 <u>特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和7年内閣府令第95号)第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員は、市長が規則で定める。</u></p> <p>(利用料の徴収)</p> <p>第8条の2 <u>市長は、市立保育園を利用する乳児等支援給付認定子ども(法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。)に係る乳児等支援給付認定保護者(法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。)又は扶養義務者(以下「乳児等支援給付認定保護者等」という。)から、利用料(日進市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例(令和7年日進市条例第●●号。以下「条例」という。)第2条において引用する特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準第12条第2項の規定に基づき市長が設定する額をいう。以下同じ。)を徴収する。</u></p> <p>2 <u>利用料の額は、条例で定める額を限度として市長が規則で定める額とする。</u></p> <p>(保育料又は利用料の減免)</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 市に児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定に基づき、児童福祉施設として保育園を設置する。</p> <p>2 略</p> <p>(定員)</p> <p>第4条 略</p> <p>(保育料の減免)</p>

第9条 市長は、教育・保育給付認定保護者等  
又は乳児等支援給付認定保護者等が災害、  
疾病その他特別の事情により生計が著しく  
困難であると認められる場合は、保育料又  
は利用料を減免することができる。

第9条 市長は、教育・保育給付認定保護者等  
が災害、疾病その他特別の事情により生計  
が著しく困難であると認められる場合は、  
保育料を減免することができる。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第30号

令和7年度日進市一般会計補正予算（第10号）について

令和7年度日進市一般会計補正予算（第10号）を次のとおり提出します。

令和8年3月17日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第218条第1項に基づき提案するものであります。



令和7年度（第10号）

日進市一般会計補正予算書

令和7年度日進市一般会計補正予算（第10号）

令和7年度日進市の一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ710,065千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,760,580千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年3月17日提出

日進市長 近藤裕貴

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
15. 国庫支出金		6,400,916	357,612	6,758,528
	1. 国庫負担金	4,528,490	33,005	4,561,495
	4. 国庫交付金	835,994	324,607	1,160,601
16. 県支出金		2,883,769	8,524	2,892,293
	1. 県負担金	1,536,663	5,718	1,542,381
	2. 県補助金	924,517	2,806	927,323
19. 繰入金		353,925	40,929	394,854
	2. 基金繰入金	305,613	40,929	346,542
22. 市債		758,000	303,000	1,061,000
	1. 市債	758,000	303,000	1,061,000
歳入合計		36,050,515	710,065	36,760,580

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 総務費		5,991,375	△168,898	5,822,477
	1. 総務管理費	5,133,087	△168,898	4,964,189
3. 民生費		16,707,013	54,786	16,761,799
	2. 児童福祉費	9,301,351	54,786	9,356,137
10. 教育費		4,571,094	824,177	5,395,271
	2. 小学校費	1,389,229	584,621	1,973,850
	3. 中学校費	452,908	239,556	692,464
歳 出 合 計		36,050,515	710,065	36,760,580

## 第2表 繰越明許費補正

追加

単位：千円

款	項	事業名	金額
10. 教育費	2. 小学校費	小学校管理事業	157,980
10. 教育費	2. 小学校費	小学校適正化事業	426,641
10. 教育費	3. 中学校費	中学校整備推進事業	52,866
10. 教育費	3. 中学校費	中学校適正化事業	186,690
合 計			824,177

### 第3表 地方債補正

追 加

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
小学校体育館空調設置事業	206,000	普通貸借 又は 債券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該利率見直し後 の利率)	政府資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する ものによる。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び償 還期限を短縮し、又は 繰上償還もしくは低利 に借換えすることがで きる。
中学校武道場空調設置事業	97,000			
計	303,000			

令和7年度（第10号）

日進市一般会計補正予算説明書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括 歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 市税	17,095,731		17,095,731
2. 地方譲与税	210,700		210,700
3. 利子割交付金	40,000		40,000
4. 配当割交付金	230,000		230,000
5. 株式等譲渡所得割交付金	150,000		150,000
6. 法人事業税交付金	220,000		220,000
7. 地方消費税交付金	2,200,000		2,200,000
8. ゴルフ場利用税交付金	1,600		1,600
9. 環境性能割交付金	50,000		50,000
10. 地方特例交付金	127,856		127,856
11. 地方交付税	40,000		40,000
12. 交通安全対策特別交付金	8,000		8,000
13. 分担金及び負担金	273,287		273,287
14. 使用料及び手数料	322,235		322,235
15. 国庫支出金	6,400,916	357,612	6,758,528
16. 県支出金	2,883,769	8,524	2,892,293
17. 財産収入	1,009,043		1,009,043
18. 寄附金	631,341		631,341

単位：千円

款	既定額	補正額	計
19. 繰入金	353,925	40,929	394,854
20. 繰越金	1,882,655		1,882,655
21. 諸収入	1,161,457		1,161,457
22. 市債	758,000	303,000	1,061,000
歳入合計	36,050,515	710,065	36,760,580

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 議会費	291,418		291,418
2. 総務費	5,991,375	△168,898	5,822,477
3. 民生費	16,707,013	54,786	16,761,799
4. 衛生費	2,729,405		2,729,405
5. 労働費	3,244		3,244
6. 農林水産業費	428,189		428,189
7. 商工費	901,963		901,963
8. 土木費	2,215,517		2,215,517
9. 消防費	1,109,439		1,109,439
10. 教育費	4,571,094	824,177	5,395,271
11. 災害復旧費	6		6
12. 公債費	1,037,985		1,037,985
13. 諸支出金	13,867		13,867
14. 予備費	50,000		50,000
歳 出 合 計	36,050,515	710,065	36,760,580

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			△168,898
41,529			13,257
324,607	303,000	40,929	155,641
366,136	303,000	40,929	0

## 2 歳 入

### 1 5 款 国庫支出金

### 1 項 国庫負担金

目	既 定 額	補 正 額	計
1. 民生費国庫負担金	4,525,572	33,005	4,558,577
計	4,528,490	33,005	4,561,495

### 1 5 款 国庫支出金

### 4 項 国庫交付金

4. 教育費国庫交付金	56,604	324,607	381,211
計	835,994	324,607	1,160,601

### 1 6 款 県支出金

### 1 項 県負担金

1. 民生費県負担金	1,491,946	5,718	1,497,664
計	1,536,663	5,718	1,542,381

### 1 6 款 県支出金

### 2 項 県補助金

2. 民生費県補助金	572,948	2,806	575,754
計	924,517	2,806	927,323

### 1 9 款 繰入金

### 2 項 基金繰入金

7. ふるさと応援基金繰入金	236,682	40,929	277,611
計	305,613	40,929	346,542

1 5 款 国庫支出金  
 1 6 款 県支出金  
 1 9 款 繰入金

単位：千円

節		説	明
区 分	金 額		
2. 児童福祉費負担金	33,005	保育所運営費	33,005

1. 小学校費交付金	225,278	学校施設環境改善交付金	225,278
2. 中学校費交付金	99,329	学校施設環境改善交付金	99,329

2. 児童福祉費負担金	5,718	保育所運営費	5,718

3. 児童福祉費補助金	2,806	施設型教育・保育給付費	2,806

1. ふるさと応援基金繰入金	40,929	ふるさと応援基金繰入金	40,929

## 2 2 款 市債

## 1 項 市債

目	既 定 額	補 正 額	計
3. 教育債	381,000	303,000	684,000
計	758,000	303,000	1,061,000

## 2 2 款 市債

単位：千円

節		説	明
区	分		
1.	小学校債	206,000	小学校体育館空調設置事業 206,000
2.	中学校債	97,000	中学校武道場空調設置事業 97,000

### 3 歳 出

#### 2 款 総務費

#### 1 項 総務管理費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 財政管理費	1,367,786	△168,898	1,198,888				△168,898
計	5,133,087	△168,898	4,964,189				△168,898

#### 3 款 民生費

#### 2 項 児童福祉費

3. 保育所費	4,718,659	54,786	4,773,445	41,529			13,257
				国 33,005			
				県 8,524			
計	9,301,351	54,786	9,356,137	41,529			13,257

#### 10 款 教育費

#### 2 項 小学校費

1. 学校管理費	906,741	584,621	1,491,362	225,278	206,000	34,310	119,033
				国 225,278		繰入 34,310	
計	1,389,229	584,621	1,973,850	225,278	206,000	34,310	119,033

#### 10 款 教育費

#### 3 項 中学校費

1. 学校管理費	229,518	239,556	469,074	99,329	97,000	6,619	36,608
				国 99,329		繰入 6,619	
計	452,908	239,556	692,464	99,329	97,000	6,619	36,608

2款 総務費  
3款 民生費  
10款 教育費

単位：千円

節		説明	
区分	金額	細節	
24. 積立金	△168,898		財政運営事務 △168,898 財政調整基金積立金 △91,925 公共施設整備基金積立金 △76,973

12. 委託料	1,521		認可保育所等支援事業 54,786 民間保育所委託料 1,521 施設型給付費 53,265
19. 扶助費	53,265		

12. 委託料	11,287		小学校管理事業 157,980 監理業務委託料 3,500 学校施設維持管理工事 154,480
14. 工事請負費	573,334		小学校適正化事業 426,641 監理業務委託料 7,787 体育館空調設置工事 418,854

12. 委託料	2,560		中学校整備推進事業 52,866 学校施設改修工事 52,866
14. 工事請負費	236,996		中学校適正化事業 186,690 監理業務委託料 2,560 武道場空調設置工事 184,130

地方債の令和5年度末及び令和6年度末における現在高  
並びに令和7年度末における現在高の見込みに関する調書

単位：千円

区 分	令和5年度末 現在高	令和6年度末 現在高	令和7年度中増減見込み		令和7年度末 現在高見込額
			令和7年度中 起債見込額	令和7年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	5,494,701	6,234,705	1,326,300	791,953	6,769,052
(1) 総務	35,000	371,467	377,000	24,920	723,547
(2) 民生	396,876	319,030		78,968	240,062
(3) 土木	781,330	1,665,235	152,300	124,170	1,693,365
(4) 消防	45,900	40,800		5,100	35,700
(5) 教育	4,235,595	3,838,173	797,000	558,795	4,076,378
2. その他	1,073,195	890,762		172,141	718,621
(1) 住民税等減税補てん債	56,956	28,163		18,818	9,345
(2) 臨時財政対策債	1,016,239	862,599		153,323	709,276
合 計	6,567,896	7,125,467	1,326,300	964,094	7,487,673

議案第 3 1 号

令和 8 年度日進市一般会計補正予算（第 1 号）について

令和 8 年度日進市一般会計補正予算（第 1 号）を次のとおり提出します。

令和 8 年 3 月 1 7 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項に基づき提案するものであります。



令和8年度（第1号）

日進市一般会計補正予算書

令和8年度日進市一般会計補正予算（第1号）

令和8年度日進市の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ824,177千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,550,823千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の廃止は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年3月17日提出

日進市長 近藤 裕 貴

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
15. 国庫支出金		6,271,043	△289,944	5,981,099
	4. 国庫交付金	1,252,553	△289,944	962,609
19. 繰入金		2,532,719	△231,233	2,301,486
	2. 基金繰入金	2,502,504	△231,233	2,271,271
22. 市債		1,510,000	△303,000	1,207,000
	1. 市債	1,510,000	△303,000	1,207,000
歳入合計		36,375,000	△824,177	35,550,823

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
10. 教育費		6,260,457	△824,177	5,436,280
	2. 小学校費	3,113,087	△584,621	2,528,466
	3. 中学校費	739,379	△239,556	499,823
歳 出 合 計		36,375,000	△824,177	35,550,823

## 第2表 地方債補正

廃止

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校体育館空調設置事業	206,000	普通貸借 又は 債券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該利率見直し後 の利率)	政府資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する ものによる。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び償 還期限を短縮し、又は 繰上償還もしくは低利 に借換えすることがで きる。
中学校武道場空調設置事業	97,000			
計	303,000			



令和8年度（第1号）

日進市一般会計補正予算説明書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括 歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 市税	17,322,820		17,322,820
2. 地方譲与税	212,000		212,000
3. 利子割交付金	40,000		40,000
4. 配当割交付金	200,000		200,000
5. 株式等譲渡所得割交付金	170,000		170,000
6. 法人事業税交付金	220,000		220,000
7. 地方消費税交付金	2,200,000		2,200,000
8. ゴルフ場利用税交付金	1,600		1,600
9. 環境性能割交付金	1		1
10. 地方特例交付金	187,001		187,001
11. 地方交付税	40,000		40,000
12. 交通安全対策特別交付金	8,000		8,000
13. 分担金及び負担金	286,990		286,990
14. 使用料及び手数料	332,642		332,642
15. 国庫支出金	6,271,043	△289,944	5,981,099
16. 県支出金	3,032,545		3,032,545
17. 財産収入	34,326		34,326
18. 寄附金	769,802		769,802

単位：千円

款	既定額	補正額	計
19. 繰入金	2,532,719	△231,233	2,301,486
20. 繰越金	300,000		300,000
21. 諸収入	703,511		703,511
22. 市債	1,510,000	△303,000	1,207,000
歳入合計	36,375,000	△824,177	35,550,823

## 歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 議会費	292,613		292,613
2. 総務費	3,915,091		3,915,091
3. 民生費	16,692,448		16,692,448
4. 衛生費	2,962,923		2,962,923
5. 労働費	3,250		3,250
6. 農林水産業費	180,678		180,678
7. 商工費	1,266,294		1,266,294
8. 土木費	2,409,602		2,409,602
9. 消防費	1,229,912		1,229,912
10. 教育費	6,260,457	△824,177	5,436,280
11. 災害復旧費	6		6
12. 公債費	1,088,701		1,088,701
13. 諸支出金	23,025		23,025
14. 予備費	50,000		50,000
歳 出 合 計	36,375,000	△824,177	35,550,823

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
△289,944	△303,000	△66,491	△164,742
△289,944	△303,000	△66,491	△164,742

## 2 歳 入

### 1 5 款 国庫支出金

### 4 項 国庫交付金

目	既 定 額	補 正 額	計
6. 教育費国庫交付金	289,944	△289,944	0
計	1,252,553	△289,944	962,609

### 1 9 款 繰入金

### 2 項 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	1,423,668	△80,292	1,343,376
2. 公共施設整備基金繰入金	811,337	△84,450	726,887
7. ふるさと応援基金繰入金	163,261	△66,491	96,770
計	2,502,504	△231,233	2,271,271

### 2 2 款 市債

### 1 項 市債

3. 教育債	1,402,000	△303,000	1,099,000
計	1,510,000	△303,000	1,207,000

1 5 款 国庫支出金  
 1 9 款 繰入金  
 2 2 款 市債

単位：千円

節		説	明
区 分	金 額		
1. 小学校費交付金	△225,492	学校施設環境改善交付金	△225,492
2. 中学校費交付金	△64,452	学校施設環境改善交付金	△64,452

1. 財政調整基金繰入金	△80,292	財政調整基金繰入金	△80,292
1. 公共施設整備基金繰入金	△84,450	公共施設整備基金繰入金	△84,450
1. ふるさと応援基金繰入金	△66,491	ふるさと応援基金繰入金	△66,491

1. 小学校債	△206,000	小学校体育館空調設置事業	△206,000
2. 中学校債	△97,000	中学校武道場空調設置事業	△97,000

### 3 歳 出

10款 教育費

2項 小学校費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 学校管理費	2,670,881	△584,621	2,086,260	△225,492 国 △ 225,492	△206,000	△41,253 繰入 △ 41,253	△111,876
計	3,113,087	△584,621	2,528,466	△225,492	△206,000	△41,253	△111,876

10款 教育費

3項 中学校費

1. 学校管理費	550,371	△239,556	310,815	△64,452 国 △ 64,452	△97,000	△25,238 繰入 △ 25,238	△52,866
計	739,379	△239,556	499,823	△64,452	△97,000	△25,238	△52,866

## 10款 教育費

単位：千円

節		細 節	説 明
区 分	金 額		
12. 委託料	△11,287		小学校管理事業 △157,980 監理業務委託料 △3,500 学校施設維持管理工事 △154,480
14. 工事請負費	△573,334		小学校適正化事業 △426,641 監理業務委託料 △7,787 体育館空調設置工事 △418,854

12. 委託料	△2,560		中学校整備推進事業 △52,866 学校施設改修工事 △52,866
14. 工事請負費	△236,996		中学校適正化事業 △186,690 監理業務委託料 △2,560 武道場空調設置工事 △184,130

地方債の令和6年度末における現在高並びに令和7年度末及び  
令和8年度末における現在高の見込みに関する調書

単位：千円

区 分	令和6年度末 現在高	令和7年度末 現在高見込額	令和8年度中増減見込み		令和8年度末 現在高見込額
			令和8年度中 起債見込額	令和8年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	6,234,705	6,769,052	1,510,000	845,095	7,433,957
(1) 総務	371,467	723,547	66,000	50,054	739,493
(2) 民生	319,030	240,062		65,021	175,041
(3) 土木	1,665,235	1,693,365	42,000	132,661	1,602,704
(4) 消防	40,800	35,700		5,100	30,600
(5) 教育	3,838,173	4,076,378	1,402,000	592,259	4,886,119
2. その他	890,762	718,621		151,183	567,438
(1) 住民税等減税補てん債	28,163	9,345		9,345	0
(2) 臨時財政対策債	862,599	709,276		141,838	567,438
合 計	7,125,467	7,487,673	1,510,000	996,278	8,001,395